

# えっ 100億円もの税金を使って 尼崎で2006国体(競泳・シンクロ)開催が必要なの？



宮田市政時代に「国体のためだけでなく、平成17年度からの産業用地分譲のために必要」だとして、尼崎市が道路づくり計画をすすめています。この道路づくりに、今後、市が負担する費用は31億円と見込まれています。

**尼崎市の負担は31億円、県が70億円**

兵庫県は、尼崎市の臨海西部地域に06(平成18)年に開催する夏季国体の競泳・シンクロ競技のために約70億円をかけて50mと25mプールなどを建設する計画です。PFI方式(建設は県、管理運営は民間)で、冬季は50mプールをアイススケートリンクにするといっています。

尼崎市財政は「財政再建団体」への転落寸前。この財政状況の下で31億円もかけてまで道路建設をする必要性があるのでしょうか。国体の水泳競技を尼崎で行わなければ、道路整備・建設を急ぐ必要はありません。

市財政のいっそうの悪化は、市民の福祉やサービスの見通しにつながってしまいます。

## 国体の簡素化は、時代の流れ！

尼崎市では06(平成18)年の国体で、既存施設を使って体操と軟式野球が開催されます。一競技あたりの運営費用は約1億円と伝えられます。

競泳、シンクロ競技は、神戸や大阪にすでにある公認プールを利用して国体を開催すればよいわけで、開催費用を安く抑えることができます。

昨年、国体が開催された高知県では、橋本知事が「開催県が1位にならなくても良い」と、簡素な国体運営を行いました。近畿知事会議も昨年12月4日に「施設の弾力的運用により地元負担の軽減をはかる」ことなど、国民体育大会の抜本的見直しを求めています。国体の簡素化は時代の流れです。

2年前の2000年12月、(財)日本体育協会は、

- ① 基本的考え方・大会の競技施設は既存施設の活用を努め、国体開催後の有効活用を考慮し、必要最小限のものとする。
- ② 近隣都府県の既存施設の活用・国体競技の実施に当たり、国体開催後の適切な後利用が見込めない施設を新設しなければならぬ場合には、当該競技を近県又はブロック内の既存の施設を活用して実施することができるとする。

右記の「今後の国体の簡素化に関する基本的方向」をまとめ、「文部省、日本体育協会及び国体の開催予定県は、それぞれの役割に応じて国体の簡素化に向けた取組を一層推進し、国体の運営改善を図ることとする」としています。

当時の文部省体育局長も、同年12月12日付の都道府県競技スポーツ主管課長あて通達で、「今後は(日本体育協会の)報告に基づき、国体の簡素化に向け一層努力する必要があります」と、簡素化の徹底を図っています。

## 建設費だけでなく

## 維持費も税金で穴埋め!?

兵庫県は、管理運営を民間にまかせる方針ですが、交通の便の悪いところに、しかも後利用の見込めないプールを建設しても市民にとってメリットは全く考えられません。結局、維持費負担の穴埋めは、税金をつぎ込むことになりま



国体の水泳競技は、既設の公認プール(神戸や大阪)!!  
を利用し、税金のムダ遣いを止めさせましょう

私たちは、日本医師会・日本歯科医師会・日本薬剤師会・日本看護協会の共同声明を支持します

# 医療費の患者負担増は凍結・見直しを！

## ①「高額医療」の申請は忘れずに 2度目以降は申請不要です

昨年10月から老人保健法が自民党や公明党などによって改悪され、かかった医療費の1割（一定以上所得者は2割）を医療機関の窓口で支払わなければならなくなりました。  
ただし、1カ月の自己負担の限度額が決められ、これを超えた場合は「高額医療費」として、市から戻されます。  
戻される「高額医療費」は、所得によって変わります。下記の「1カ月の自己負担限度額」をごらんください。

**自己負担限度額**  
1カ月の自己負担限度額

所得区分	負担割合	外来	個人入院限度額・世帯の負担限度額
一定以上所得者	2割	40,200円	72,300円＋医療費の1%（かかった医療費が361,500円を越えた場合、その超えた額の1%） 過去1年以内に3回該当後は、4回目から、40,200円
一般	1割	12,000円	40,200円
低所得Ⅱ		8,000円	24,600円
低所得Ⅰ			15,000円

入院の場合、低所得Ⅱ・Ⅰの限度額の適用には「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

最初に「高額医療費」に該当したときは、尼崎市から「申請書」が郵送されてきますので、振込先の金融機関（郵便局以外）の口座など、必要事項を記入して郵送することになります。そうしますと、市役所から、負担限度額を越えた「高額医療費」が振り込まれます。2回目以降は、申請する必要がありません。  
申請手続きを、お忘れなく。  
①身体障害者手帳（1～3級）または医療手帳A又はB1の人、②人工腎臓を実施している慢性腎不全か血友病の人は、申請して認定されると、一部負担金の減額が受けられます。

## ②介護保険要介護者は税金の 障害者控除の対象です

この制度を利用できる条件は、「障害者に準ずる」ことを自治体が認めた認定書が必要なことです。ところが、その基準は、自治体によって異なっています。ですから、お住まいの自治体の基準によって、利用できる場合と利用できない場合があります。私たちが調べた近くの市の実態は下記のとおりです。下記にない自治体の取り扱いも、それぞれの市へお問い合わせ下さい。  
私たちは、どこの自治体でも「要介護者」が利用できるように各自治体に働きかけていくことにしています。みんなの声で、実現しましょう。


自治体名	基準	経過
西宮市	要介護4、5は特別障害者。要介護1～3も伊丹や尼崎が実施している方向で検討したい。	6月7日、西宮民主商工会と市の交渉で市が回答
尼崎市	要介護4～5は特別障害、要介護1～3は普通障害の対象とする	平成15年1月10日実施の尼崎市「障害者控除対象者の認定に関する取扱要領」
伊丹市	要介護4～5は特別障害、要介護1～3は普通障害の対象とする	3月15日、市議会で回答

### 障害者控除

申告をする本人や扶養親族が障害者である場合（平成13年度申告）

障害の程度	控除額
①障害者の場合	27万円
②特別障害者の場合	40万円

※自治体で認定している事例では、要介護1～3の場合は、「障害者」、要介護4～5の場合は「特別障害者」としているところが多いようです。



## ③税金の確定申告で、負担の 軽減をはかりましょう

老人保健法が改悪され、医療機関での窓口負担が1割、「一定所得者」は2割の負担となります。  
政府が決めた「一定所得者」とは、①課税所得が基準額（124万円）以上の老人保健受給者、②課税所得が基準額以上の70歳以上の人と同じ世帯の老人保健受給者、となっています。  
また、低所得Ⅱは、老人医療受給者の属する世帯全員が市民税非課税、低所得Ⅰは、その世帯員の年収から必要経費・控除を差し引いた額が0円（年金収入の場合、年収が65万円以下）の人が対象です。  
このように、所得が高いか低いかで窓口負担が1割か2割が決まります。又、市民税がかかるかどうかで医療費の上限も変わります。念のため、税金の確定申告をしましょう。  
くわしいことは、ご相談を。

このまちから、手おくれの大腸がんをなくそう

## 大腸がんキャンペーン実施中！

3月末日まで

**増えつつける大腸がん**

食生活の欧米化にともなって大腸がんが急激に増えています。このまま推移すると、今世紀には年間8万人になると推測され、胃がんを追い越すのは時間の問題とされています。

**早期発見で安心**

しかし、大腸がんは早期発見ならほとんど治る病気です。私たち尼崎医療生活協会の組合員と職員で構成する健診推進委員会では、「組合員さんから手遅れの大腸がんをなくそう、このまちから大腸がんを追放しよう」と「大腸がんキャンペーン」を実施しています。

すでに早期がんが見つかり、組合員から喜ばれています。病院、診療所へ。お問い合わせは、

いつでも、どこでも、だれもが、安心できる良い医療・福祉を

**尼崎医療生活協同組合**